



平成 26 年 2 月 7 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定について

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 10 日付けでツネイシヒューマンサービス株式会社及び株式会社 OU2 から申請のあった民間拠点施設整備事業計画について、同法第 8 条第 1 項の規定により認定しましたのでお知らせいたします（内容等については別紙参照）。

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者は、次の措置を活用できることとされています。

- ・民間都市開発推進機構による金融支援（同法第 15 条）
- ・都市計画の決定等の提案（同法第 16 条） 等

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：本村、長谷川

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、32-533)

03-5253-8127(直通)

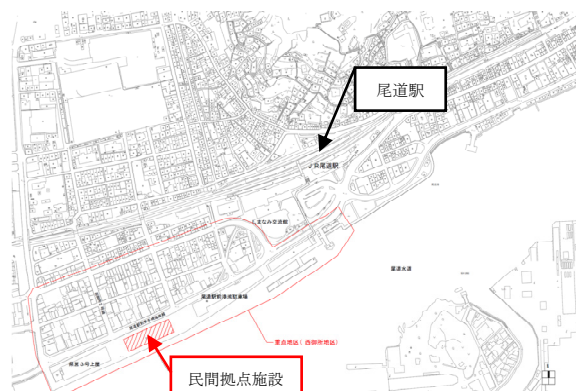
F A X : 03-5253-1589

## 認定民間拠点施設整備事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 26 年 2 月 7 日
2. 認定事業者の名称 ツネイシヒューマンサービス株式会社  
株式会社 OU2
3. 民間拠点施設整備事業の名称 尾道糸崎港西御所地区（県営 2 号上屋及び周辺）活用事業

## 4. 民間拠点施設整備事業の目的

本事業は、JR 山陽本線尾道駅の西側に隣接し尾道水道にも面する格好のロケーションに位置する尾道糸崎港西御所地区の県営 2 号上屋（倉庫）の空間を有効活用し、サイクリスト向けホテルの運営をはじめとする、賑わいづくりに資する各種サービスの提供を行う。これにより、多くの人々が集う海際の賑わい空間を創出し、当該エリアをはじめ広域の観光ブランド力向上に寄与することを目的としている。



5. 事業施行期間 平成 25 年 10 月 20 日  
～ 平成 26 年 2 月 28 日

## 6. 事業区域

(1) 位置 広島県尾道市西御所町 2 番 486

(2) 面積 2019.77 m<sup>2</sup>  
※本事業の用に供する事業区域面積

## 7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

## (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	2	2,297.13 m <sup>2</sup>	2,693.19 m <sup>2</sup>	5,247.17 m <sup>2</sup>	51.33%	43.78%
合計		2,297.13 m <sup>2</sup>	2,693.19 m <sup>2</sup>	5,247.17 m <sup>2</sup>		

## (2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 鉄筋コンクリート造・鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、給排水設備、換気設備、排煙設備、屋内消火栓設備、ガス設備
- ・ 用途 ホテル、物販店舗、飲食店

- (3) 公共施設の種類・規模等
  - ・ 広場 68.25 m<sup>2</sup>

8. 事業経緯

平成 25 年 10 月 20 日 工事開始  
平成 26 年 2 月 28 日 工事完了

■ 事業スケジュール

平成 25 年度											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
← 設計 →			← 建築確認 →			← 着工 →					
						着工		建築工事			竣工

■ 外観イメージ



■ 施設概要図

